

# 令和8年度次世代英語コミュニケーション力向上事業業務委託仕様書

岡山県教育庁義務教育課

## 1 業務の名称

令和8年度次世代英語コミュニケーション力向上事業業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 実施目的

AIを活用したクラウド型英語学習教材（以下「AI教材」という。）を導入し、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能をバランスよく育成するとともに、外国語を母語とする者とのオンライン交流等を通して、生徒が英語を使って自分の意見や考えを発信できるコミュニケーション力の育成を図る。

## 4 業務の範囲

- (1) AI教材（教員用校務支援を含む。）の提供・運用・保守
- (2) AI教材（教員用校務支援を含む。）の活用に係る研修及び連絡会の支援
- (3) オンライン国際交流の各種調整

## 5 本システム利用環境等

### (1) 履行場所及び生徒・教職員数

| 履行場所     | 校数（校） | 生徒数（人） | 教職員数（人） |
|----------|-------|--------|---------|
| 中学校      | 6     | 450人   | 30人     |
| 市町村教育委員会 | 5     |        |         |
| 県教育委員会   | 1     |        |         |

### (2) 利用環境

利用対象校の教職員及び生徒が使用する全ての端末で利用できるものとする。  
端末の利用環境等の詳細は次のとおりとする。

ア 基本OS：Windows 11、iOS、Chrome OS

イ ブラウザ：Google Chrome 及びMicrosoft Edge、iOS Safari

ウ 利用方式：Web方式（ショートカットの準備等により利用可能であること。）

### (3) サービス合意水準（SLA：Service Level Agreement）

システムの構築にあたって、以下の条件において利用者がストレスなく動作する環境を構築すること。

約200人（200台）が同時アクセスしても遅滞なく通信できる動作環境（1学年で同時使用を想定）であり、レスポンスは通常時1秒以内、集中アクセス時3秒以内とすること。

## 6 システム機能サービス提供要件

システム及びサービスの内容は「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年12月26日）に沿っており、学習指導要領を踏まえたものであること。

次の機能を実現できるシステムで、利用に係るサポートが可能であること。

なお、12～15歳の生徒に対する年齢制限が必要ないものであること。

(1) シングルサインオン

- ア 学校を所管する自治体が契約している、クラウドサービスのアカウントによるシングルサインオンが可能であること。
- イ 学校を所管する自治体において、上記アのアカウントを利用できない場合は、別アカウントを発行できること。

(2) プライバシー保護

- 入力した情報は、A I の機械学習に使用されないこと。

7 A I 教材の仕様

(1) 概要

- ア 電子端末を用いて利用できるクラウド型アプリケーションを活用すること。
- イ 同アプリケーションが、インターネットブラウザ上での利用ができること。
- ウ 生徒へ配布している電子端末を用いて生徒が音読練習、A I との英会話練習、ライティング練習ができること。

(2) 音読練習

- ア 教員が音読用の英文を、音読課題として提示できること。
- イ 上記アの課題について生徒が手本となる英語の音声を確認可能であること。
- ウ 上記アの課題以外にも、日々の授業で活用可能な課題が用意されていること。
- エ 生徒が自身の音読の様子を録画又は録音し、教員へ提出できること。
- オ 音読のスコアリングが可能であり、生徒に対し誤りを指摘可能であること。
- カ 生徒がスコアリングの履歴及び修正した原稿等の学習履歴を確認できること。

(3) A I との英会話練習

- ア 生徒があらかじめ設定されたテーマにおいて、A I を相手に、英会話練習が可能であること。
- イ 教員が会話のテーマ・難易度・達成項目を設定可能であること。
- ウ 教員及び生徒が発言内容、英会話練習の回数等を確認可能であること。
- エ 教員が上記ウの他、会話履歴や生徒の発話音声等を確認することができるなど、教員の評価を補助するものであること。

(4) ライティング練習

- ア 生徒の英作文を支援する機能があること。
- イ 教員及び生徒が、「書くこと」に関する問題演習等の実施状況及び回数等の学習履歴を確認できること。

(5) 校務支援機能（教員向けサポート）

- ア 教員が各生徒の練習回数やスコアを一覧で把握でき、併せて英語力の伸長について分析可能な管理アカウントが発行可能であること。
- イ 本システムの導入及び活用に関するサポートを行うこと。
- ウ 平日 9:00～18:00 まで対応可能な個別相談窓口の設置すること。
- エ 教員向けサポート及び研修を提供すること。
- オ 生徒の英語学習に対する意識の変容等を把握するため、年 2 回アンケート調査を実施し、同結果を取りまとめ、県教育委員会へ報告すること。

8 オンライン国際交流

- ア 交流相手は、外国語を母語とする者とし、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び英語学習へのモチベーション向上等に資するものであること。
- イ リアルタイムでの双方向交流が可能であること。

ウ 生徒が、それぞれ1回以上、外国語を母語とする者とオンライン交流を行えること。

なお、実施方法及び日程等については、別途協議して決定する。

エ オンライン国際交流の相手校とのマッチングを含めた各種調整サポートを実施すること。

オ オンライン国際交流のプログラムの立案・調整を行うこと。

## 9 問い合わせ窓口・研修等

(1) 本県及び学校、学校を所管する自治体からの問い合わせに対して、電話及びメール等による対応体制を整備すること。

(2) PDFマニュアルや、動画、FAQ、教材の概要を示したリーフレットを整備し、システムから閲覧及びダウンロード可能とすること。効果的な活用方法をシステム上で随時確認できるようにすること。

(3) 利用者の教材活用状況（利用頻度、会話履歴の分析等）について、本県及び学校に対して適宜情報提供を行うこと。

(4) 受託者は、本県及び学校、学校を所管する自治体からの要望がある場合、教材の活用等についての研修、又はAIの利活用の状況及び課題の確認等について連絡会を行うこと。

## 10 セキュリティ対策その他

受託者は、セキュリティ対策等の実施にあたって、岡山県情報セキュリティポリシーを遵守の上、実施方法及び設定内容の詳細を本県と協議の上で決め、必要十分な対策を行うこと。

### (1) データセンターその他

ア 受託者は、次のような要件を満たすデータセンター内にサーバを設置し、サービス提供に影響が発生しないように努めること。

① 震度6以上に耐えられ、サーバールームに被害を出さないような対策が行われていること。

② 建物及び内装は、不燃・防災性能を有する資材を用いていること。

③ 津波、高潮、集中豪雨等による出水の被害を受けないよう対策を実施していること。

④ 24時間365日システム稼働可能な環境として対応していること。

⑤ 本県にデータセンターの利用サービス契約内容を報告できること。

イ クラウドを使用する場合も運用に支障がない環境を整えること。

ウ インターネットを経由したサービス利用として、利用対象校全てがアクセス可能なこと。

### (2) ウイルス対策等

受託者は、適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。また、適切な構成管理を行い、システムの動作に必要なソフトウェアの削除又はサービスの停止を行うこと。

### (3) 権限管理等

受託者は、利用者が操作・閲覧等可能な情報の範囲を、当該利用者が所属する学校の生徒に係る情報に限定するような制限を適切に行うこと。最低限度の権限管理として、学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行うことができる環境とすること。

### (4) 情報資産の取り扱い

ア 受託者は、本業務の遂行にあたり本県の所掌する情報資産の保護（データバックアップを含むものとする。）について万全を期すものとし、その機密性、可用性及び安

全性を維持する上で必要な対策を行うこと。

イ 受託者は、利用規約及びプライバシーポリシーにより、本業務を履行する上で収集した個人情報を、利用者にサービスを提供する目的以外に取り扱わないことを明示し、遵守すること。

ウ 受託者は、本県が教育内容について報告等を求めた場合は、必要な情報を提供すること。

#### 1 1 業務委託に係るリスク管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本業務に従事する従業員（再委託先等を含む。）若しくはその他の者による情報資産の保護（内部セキュリティ対策）に係る体制を整備すること。
- (2) 受託者は、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類について本県が求めた場合は提供すること。
- (3) 受託者は、不正な変更が発見された場合に、本県と連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。